

議案第50号

養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月5日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例

養父市企業等振興奨励に関する条例（平成24年養父市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、養父市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年養父市条例第63号。以下「工業等導入地区課税免除条例」という。）」を削り、「養父市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う養父市固定資産税に関する条例（平成23年養父市条例第22号。以下「企業立地促進地域税条例」という。）」を「養父市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成23年養父市条例第22号。以下「地域経済牽引事業課税免除条例」という。）」に、「、工業等導入地区課税免除条例及び企業立地促進地域税条例」を「及び地域経済牽引事業課税免除条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号 養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(適用除外)</p> <p>第12条 市長は、指定事業者が養父市過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年養父市条例第62号。以下「<u>過疎地域課税免除条例</u>」という。）、<u>養父市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例</u>（平成16年養父市条例第63号。以下「<u>工業等導入地区課税免除条例</u>」という。）及び<u>養父市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う養父市固定資産税に関する条例</u>（平成23年養父市条例第22号。以下「<u>企業立地促進地域税条例</u>」という。）の要件に適合し、投下固定資産に対して賦課された固定資産税の課税の免除を受けられると認めるときは、その適用期間は事業所等設置助成金を交付しない。ただし、<u>過疎地域課税免除条例</u>、<u>工業等導入地区課税免除条例</u>及び<u>企業立地促進地域税条例</u>の適用期間終了後は、この条例により交付される事業所等設置助成金の適用期間から<u>過疎地域課税免除条例</u>、<u>工業等導入地区課税免除条例</u>及び<u>企業立地促進地域税条例</u>の適用期間を差し引いた期間については、事業所等設置助成金を交付する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第12条 市長は、指定事業者が養父市過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年養父市条例第62号。以下「<u>過疎地域課税免除条例</u>」という。）及び<u>養父市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例</u>（平成23年養父市条例第22号。以下「<u>地域経済牽引事業課税免除条例</u>」という。）の要件に適合し、投下固定資産に対して賦課された固定資産税の課税の免除を受けられると認めるときは、その適用期間は事業所等設置助成金を交付しない。ただし、<u>過疎地域課税免除条例</u>及び<u>地域経済牽引事業課税免除条例</u>の適用期間終了後は、この条例により交付される事業所等設置助成金の適用期間から<u>過疎地域課税免除条例</u>及び<u>地域経済牽引事業課税免除条例</u>の適用期間を差し引いた期間については、事業所等設置助成金を交付する。</p> <p>2 (略)</p>